

# 講習と模試の注意事項（必ずお読み下さい）

- 1 制作用紙や立体材料などの教材費は講習料に含まれています。ただし、自然物や特定の人工物をモチーフにした場合については、ご自身で準備していただく必要があります。また、オンライン授業の場合は、制作用紙や立体材料などをご自身でご準備していただく必要があります。  
A4、A7、G4、G5、G6の『モチーフ・教材セット』プランをお申し込みの場合は、京都アートスクールから発送します。（自然物のみご自身で準備していただきます）
- 2 遅刻・欠席される場合は、必ず事務局もしくは講師にご連絡ください。
- 3 学校行事、個人のご都合等により欠席した場合、振替受講は原則できません。ただし、以下の場合は受付いたします。
  - ・1講座単位での変更  
(変更される講座の開始1週間前までにお申し出ください)
- 4 教室受講で申し込んでいた講座を欠席し、オンライン授業に出席することはできません。
- 5 ご提出いただいた作品は、氏名を明記せずに京都アートスクールのウェブサイトやSNS、YouTube、説明会での展示、パンフレットなどの印刷物に掲載することができます。また、授業で参考資料として使用することができます。
- 6 模試当日の制作用紙、モチーフなどは全て当校でご用意いたしますが、各自の受験科目に応じた「必要となる用具・画材」を忘れないようにご注意ください。（カルトン以外の用具・画材の貸出は行いません）

- 7 【該当プラン(A1、A2、F1、F2)以外のケース】キャンセルについて  
「受講料の振込期日後(※1)」、または「受講初日の10日前以降(※2)」はいかなる場合も、お支払いの有無にかかわらずキャンセルをお受けすることはできませんのでご了承ください。

※1 例)振込期日が12/15(月)の場合、  
12/16(火)からはお支払いの有無にかかわらずキャンセルをお受けできません。

※2 例)受講初日が12/16(火)の場合、  
12/6(土)からはお支払いの有無にかかわらずキャンセルをお受けできません。

- 8 【該当プラン(A1、A2、F1、F2)のケース】クーリング・オフについて  
申込者・契約者が契約書面を受領した日から数えて8日間以内であれば、書面により契約の解除(クーリング・オフ)をすることができます。  
契約の解除は、申込者・契約者が契約を解除する旨を記載した書面を発信した時より成立します。  
契約の解除については、手数料は不要とし、申込者・契約者は損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。

- 9 【該当プラン(A1、A2、F1、F2)のケース】中途解約について  
クーリング・オフ期間経過後においても、所定の手続きを経て、中途解約することができます。前受金は返還いたしますが、次のイ・ロの場合に応じ、以下に定める額の解約損料を請求いたします。

- イ. 契約の解除が役務開始前である場合 11,000円  
ロ. 契約の解除が役務開始後である場合 (①と②の合計額)  
①提供された役務の対価に相当する額  
②20,000円または、1ヶ月分の受講料に相当する額のいずれか低い額